

令和元年10月1日から

京町セイカ

幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する 3歳児～5歳児クラス等の 子どもの利用料が無償化されます



幼稚園、認定こども園、認可保育所等

- ◆3歳児クラスから5歳児クラスの全ての子どもの利用料が無償化
- ◆0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもは、住民税非課税世帯が無償化

◇私学助成幼稚園については、月額25,700円まで無償となります。

◇地域型保育（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も無償化の対象となります。

◇無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間です。幼稚園については、満3歳から無償化の対象となります。

◇無償化に伴い副食（おかず・おやつ・牛乳等）の費用が実費負担となります。

通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者負担となります。

年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子（※）以降の子どもについては、副食（おかず・おやつ・牛乳等）の費用が免除されます。

※国基準：幼稚園・認定こども園（教育利用）は小学校3年生、認可保育所・認定こども園（保育利用）は就学前児童から数えて第3子以降の子ども

幼稚園の預かり保育

- ◆保育の必要性の認定のある3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもの利用料が、月額11,300円まで無償化

◇利用日数に応じて1日あたり450円、月額11,300円を上限として無償となります。

認可外保育施設等

- ◆保育の必要性の認定のある3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもで、保育所・認定こども園等を利用していない場合、利用料が月額37,000円まで無償化

◇0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもは、月額42,000円までの利用料が無償となります。

◇認可外保育施設等とは、届け出済認可外保育施設（ベビーシッターを含む）、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等です。

障害児通園施設等

◆3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもの利用料が無償化

- ◇幼稚園、認定こども園、認可保育所等と併用する場合も無償化の対象となります。
- ◇無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間です。



	認可保育所 ・認定こども 園(保育)等	施設型給付幼稚園 ・認定こども園(教育)		私学助成幼稚園		認可外 保育施設等
		教育	預かり保育	教育	預かり保育	
3～5歳児 クラス	○	○	○(※) (上限11,300円)	○ (上限25,700円)	○(※) (上限11,300円)	○(※) (上限37,000円)
満3歳児 (3歳になった日から 最初の3月31日まで にある子ども)	/	○	×	○ (上限25,700円)	×	/
住民税非課税世帯の 満3歳児 (3歳になった日から 最初の3月31日まで にある子ども)	/	○	○(※) (上限16,300円)	○ (上限25,700円)	○(※) (上限16,300円)	/
住民税非課税世帯の 0～2歳児 クラス	○	/	/	/	/	○(※) (上限42,000円)

※無償化にあたり保育の必要性の認定が必要

【お問い合わせ】 精華町役場

子育て支援課 ☎0774-95-1917

学校教育課 ☎0774-95-1906

FAX:0774-95-3974

FAX:0774-94-5176

【表面もご覧ください】